

令和7年4月18日
総務課

職員の懲戒処分について

外ヶ浜町長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【職員親睦会費の私的流用】

1 被処分者

役職：班長

年齢：40代

2 処分内容

停職6か月

(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第3号)

3 処分年月日

令和7年4月17日

4 発生年月日

平成31年4月から令和7年1月までの間

5 処分に係る事案の内容

平成31年4月から令和7年1月までの間に、職員親睦会の通帳を不正に管理し、約243万円を生活費や借金の返済などに私的に流用していた。(全額弁済済)

6 管理監督者責任

公務外の非違行為のため該当者なし